

岩手県告示第650号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成30年8月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成30年7月9日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 龍振鉱業株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 大船渡市日頃市町字石橋16番地1
 - ウ 代表者の氏名 堂本昭彦
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-26）第1306号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成30年7月9日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成30年7月6日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社八戸建設
 - イ 主たる営業所の所在地 岩手郡岩手町大字沼宮内第9地割138番地3
 - ウ 代表者の氏名 八戸保雄
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-27）第5206号
 - (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成30年7月5日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成30年7月9日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社八木又商店
 - イ 主たる営業所の所在地 大船渡市大船渡町字地ノ森61番地10
 - ウ 代表者の氏名 八木正成
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-25）第10132号
 - (3) 処分の内容 土木工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成30年7月9日付けで土木工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成30年7月11日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社高橋板金
 - イ 主たる営業所の所在地 八幡平市松尾寄木第13地割142番地
 - ウ 代表者の氏名 高橋和夫
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-25）第20587号
 - (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成30年7月10日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

- 5(1) 処分をした年月日 平成30年7月30日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 シマノ建設株式会社
- イ 主たる営業所の所在地 盛岡市中野一丁目30番12号
- ウ 代表者の氏名 松田利夫
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-26)第20607号
- (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成30年7月26日付けで土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 6(1) 処分をした年月日 平成30年7月18日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 株式会社ジースト
- イ 主たる営業所の所在地 盛岡市上厨川字横沼53番地2
- ウ 代表者の氏名 斉藤透
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-25)第20714号
- (3) 処分の内容 土木工事業、石工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成30年7月13日付けで土木工事業、石工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 7(1) 処分をした年月日 平成30年7月10日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 総建工業株式会社
- イ 主たる営業所の所在地 盛岡市本宮二丁目4番25号
- ウ 代表者の氏名 田村祐一
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-27)第20852号
- (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成30年7月9日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 8(1) 処分をした年月日 平成30年7月23日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 総建工業株式会社
- イ 主たる営業所の所在地 盛岡市本宮二丁目4番25号
- ウ 代表者の氏名 田村祐一
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-27)第20852号
- (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成30年7月18日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 9(1) 処分をした年月日 平成30年7月23日
- (2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 エールクリエイト東北株式会社

イ 主たる営業所の所在地 西磐井郡平泉町平泉字塩沢129番地 1

ウ 代表者の氏名 芦萱敬一

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-27）第70172号

(3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成30年7月10日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

10(1) 処分をした年月日 平成30年7月26日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 AMIFA株式会社

イ 主たる営業所の所在地 大船渡市赤崎町字亀井田4番地 1

ウ 代表者の氏名 篠村浩二

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-27）第90143号

(3) 処分の内容 電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成30年7月25日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

11(1) 処分をした年月日 平成30年7月2日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 NSテックスエンジ釜石株式会社

イ 主たる営業所の所在地 釜石市中妻町三丁目9番25号

ウ 代表者の氏名 藤井秀樹

エ 許可番号 岩手県知事許可（特-28）第6771号

(3) 処分の内容 土木工事業、電気工事業、管工事業、機械器具設置工事業及び造園工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成30年6月29日付けで土木工事業、電気工事業、管工事業、機械器具設置工事業及び造園工事業を廃止する旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。